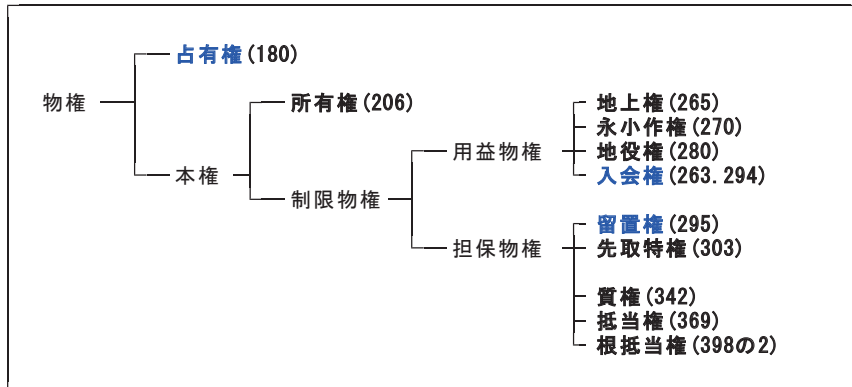


02-01 物権・債権

1) 物権の種類

① 物権法定主義 (175)

- ・原則：物権は民法で定められた権利以外は認めない
- ・例外：慣習法上、取引上認められる権利もある ex 水利権、温泉権、譲渡担保権



※ 1) 上記権利のうち、**占有権**、**入会権**、**留置権**、**動産質権**、**動産先取特権**は登記することはできない [H19-9(4)] [不H15-24(71)]

2) 物権の性質・内容

- ・物権とは「物を**直接的**・**排他的**に支配する権利」である
→つまり、物に対し「使用」「収益」「処分」が自由にできる支配権ということ
(＝一人が万人に対して主張できる権利)
- 「直接的」とは、他人の意思に関係なく支配できるということ
→原則、国家の介入の余地なし
- 「排他的」とは、同じ内容の物権は成立しないということ「**一物一権主義の原則**」
→所有権の場合：独占できる
→所有権以外の場合：順位を個別に確保できる [H9-9(オ)]

3) 物権の発生

- ① 承継取得
 - 特定承継・・・ex 売買、贈与
 - 包括承継・・・ex 相続、合併
- ② 原始取得・・・・・・・・・・ex 時効取得 (162, 163)、即時取得 (192)
→原則、負担のない状態で権利を取得する形態
- ③ 設定取得・・・・・・・・・・ex 抵当権設定、地上権設定

※ 2) 物権でなくとも、以下の権利は登記することができる [H19-9(2, 3)]

- ・不動産質借権の登記 (605)
- ・動産及び債権譲渡の登記 (民法特例4)
- ・**配偶者居住権** (1028) (不3⑨)
- ・**探石権** (不3⑩)

「債権」

1) 債権とは

- ・ 債権とは**特定人**から**特定人**に対して一定の財産上の行為を請求する権利
ex 甲が金を貸したから乙に「返済せよ」と請求する権利等

2) 債権の性質

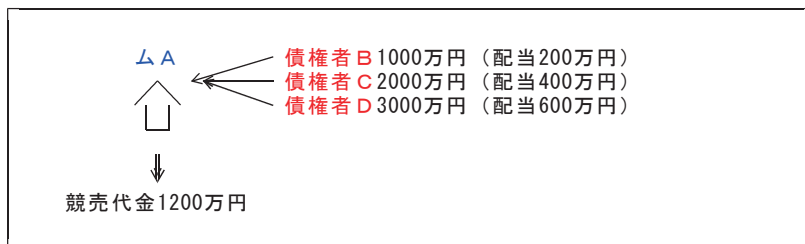
- ・ 債権には直接性・排他性の性質がない
(＝一人が一人にしか言えない権利)

3) 債権の効力

- ① 履行請求権
- ② 訴求力・・・相手方に訴えを求めることができる力
- ③ 給付保持力・・・債務者から受け取った給付を保持し、返還する必要のない力
- ④ 履行強制権
- ⑤ 損害賠償請求権
- ⑥ 債権者代位権(423)、債権者取消権(＝詐害行為取消権)(424)

4) 債権者平等主義

- ・ 無担保債権者間において、配当は**債権額に応じた按分比例**でなされる主義
→ この主義を破るものとして、担保権等の「優先弁済制度」が存在する



※ 3) 自然債務

- ・ 給付保持力はあるが、訴求力がない債務

ex 「カフェー丸玉事件」(大判昭10.4.25)

現在でいう「クラブ」において、ホステスの気を引くため財物交付の約束をした男性が、その履行をなさないうため、女性が提訴するが、本来このような債務は気が向いたときになせば足りる程度の債務であり、責任追及できるような債務ではないと判示された事件



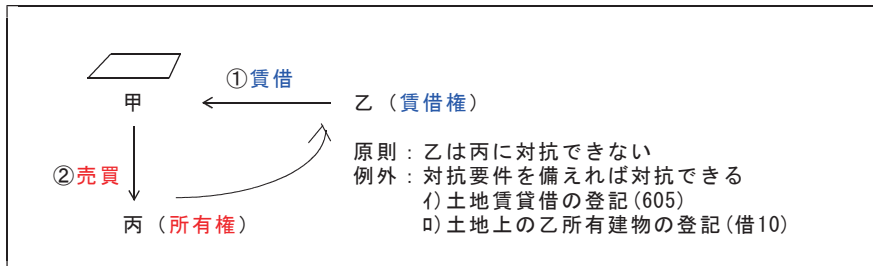
物権と債権

民法を初めて学習される方にとって、物権と債権は一つのハードルであると思います。ここはルールと割り切って、**物権(強し) > 債権(弱し)**と憶えてください。性質についてですが、物権は「**拡声器**＝万人に対して主張できる」、債権は「**糸電話**＝相手にしか伝わらない」とイメージしてみてください。

02-02 物権の効力①

1) 物権の優先的効力

- ①物権相互間の優劣・・・先に**対抗要件（登記・引渡し）**備えた方が優先する
- ②債権・物権間の優劣・・・原則、**物権が債権**に優先する「**売買は賃貸借を破る**」
例外：不動産賃貸借権（605）

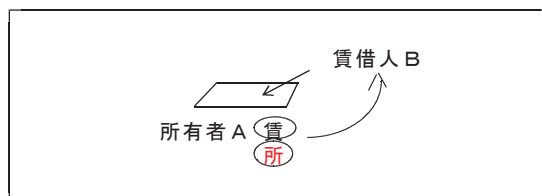


2) 物権的請求権(物上請求権)の種類

請求の内容	本権（所有権）	占有権
①侵害生ずるおそれの除去	物権的妨害予防請求権 ex「お宅の塀が倒れそうだから対処してくれ！」	占有保全の訴え(199)
②妨害の除去	物権的妨害排除請求権 ex「お宅の塀が倒れたからどけてくれ！」	占有保持の訴え(198)
③目的物の返還	物権的返還請求権 ex「返してくれ！」	占有回収の訴え(200)

3) 物権的請求権の効果

- ①物権的請求権は、**消滅時効にかからない**〔H1-5(1)〕〔H26-7(オ)〕
- ・賃貸借契約終了後、賃借人が目的不動産を返還しないまま10年間が経過した場合、所有者は**賃貸借に基づく返還請求権**は行使できないが（**時効消滅しているため**）、**所有権に基づく返還請求権**は行使することができる〔166 I ②〕〔H8-15(2)〕



- ②物権的請求権は、**登記がなくとも**、当然に行使することができる
- ・自己の所有する土地に債権者Bのために譲渡担保権を設定した者Aは、その土地を**正当な権原なく占有する者C**に対して（Bの譲渡担保権が実行されるまでは）、登記なくとも土地の明渡請求をすることができる（最判昭57.9.28）
[H1-5(2)] [H21-15(イ)] [H24-15(ア)] [H26-7(イ)] [H30-7(オ)]
→譲渡担保権が実行されるまでは、Aの所有物だから
- ③物権的請求権は、本権者以外の者も行使できる
1. **債権者代位により行使**することができる [H1-5(4)]
 2. **担保権者**においても行使することができる [H1-5(5)]
 - ・ 抵当不動産の競売手続を妨害する目的で、当該不動産に賃借権が設定された場合、その占有により**抵当不動産の交換価値が減少**し、優先弁済請求権の行使が困難となるような状態であれば、抵当権者は占有者に対して**直接自己へ不動産の明渡し**を求めることができる（最判平17.3.10）**(03-21参照)** [H24-8(2)]
 3. **対抗力ある賃借権**につき、返還請求権ないし妨害排除請求権を認める
(605の4②)（最判昭29.9.24）[H8-15(4)] [H11-16(7)] [H14-8(イ)] [H29-7(イ)]
 4. **不動産の共有者A**は、その持分権に基づき、共有不動産に対して加えられた妨害を排除することができるので、**不実の持分移転登記（B→C）**がされている場合には、不実の登記をしたCに対し、**単独**でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる（最判平15.7.11）**(02-25参照)** [H26-7(イ)]
- ④**不可抗力により妨害**が生じても、妨害排除請求権は行使することができる
- ・ 物権的請求権は、物権の侵害又は侵害のおそれのある事実が生じることによって発生するため、たとえ相手方が**責任能力のない場合**であっても**成立する**
→侵害者の故意・過失は問わない [H1-5(3)] [H24-8(1)] [H30-7(イ)]

※1) Bは所有者Aから賃借している土地上に建物を所有していたが、Bが死亡し、CがBの地位を単独で相続した場合、AはCに対して返還請求することは認められない [H11-16(オ)]
→賃借権の相続による承継は 612条1項の譲渡にあらず、**賃貸人Aの承諾は不要**である為、CはAに対して**賃借権の承継を主張**することができる

※2) **Aが**、Bの所有する甲建物を**無権原で占有し、甲建物に増築**をし、当該増築部分が甲建物の構成部分になったとき、BはAに対し、当該増築部分の**撤去を請求することはできない**
→無権原で増築した場合、「権原によって物を附属させた場合」(242)にはあらず、**増築部分はBの所有に帰属**するから [H30-7(ウ)]

02-03 物権の効力②

1) 物権的請求権の相手方 (※赤文字＝侵害行為、青文字＝相手方)

① 現に他人の物権を客観的に侵害し、又は侵害の危険を生じさせている者に対して行う
→ 尚、侵害している相手方の故意又は過失は問題とならない [H26-7(ウ)]

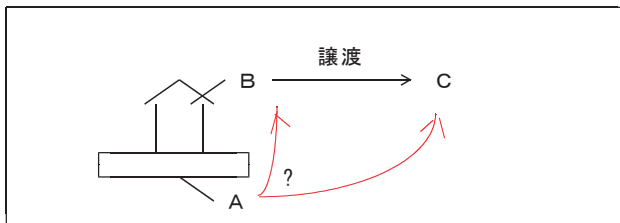
1. Aが所有する甲土地を深く掘り下げたため、隣接するB所有の乙土地が崩れ落ちる危険が生じた場合、Aが甲土地をCに譲渡し、所有権移転登記をしたときには、Bは、甲土地の新所有者Cを相手に妨害排除請求をすることができる [H24-8(5)]

2. A所有土地上に、Bが材料を全て提供して建てた請負物(＝Bの原始取得物)を、BがCに譲渡した場合、AはCに対し、土地の返還請求ないし妨害排除請求が認められる [H11-16(エ)]

3. A→B→Cと土地が転売され、Cがこの土地上に建物を建てた後、A・B間の売買契約が解除された場合、AはCに対し土地の返還を請求することができる
→ 尚、契約解除前の第三者Cが権利保護要件としての登記を具備すれば、Aの返還請求は認められない(545 I 但) [H11-16(イ)]

② 建物収去土地明渡請求

- ・ A所有土地上に、無断でB所有建物が存在し、建物をCに譲渡した場合
→ Aは、誰を相手に土地明渡請求をすることができるか？



1. 建物の登記が未登記の場合(保存登記がない)
→ 実際に建物を所有し、土地を占拠している者にすべき(最判昭35.6.17)
[H18-11(7)] [H30-7(イ)]

2. 所有権がCに譲渡されたが、所有権移転登記がされていない場合(登記はB名義)
→ 登記名義人Bに対してすべき
尚、Bは自己の建物所有権喪失を主張して建物収去土地明渡し義務を免れることはできない(最判平6.2.8) [H14-8(エ)] [H18-11(イ)] [H24-8(4)] [H29-8(オ)]

また、建物を実際に所有しているのがCである場合には、Cに対しても上記請求をすることができる と解する

3. 建物の登記名義人はCであるが、実際の所有者はBである場合(登記はC名義)
→ 実際の所有者Bに対してすべき(最判昭47.12.7) [H18-11(ウエ)] [H26-7(7)]

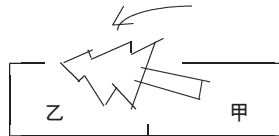
尚、登記名義人Cが建物所有権を実質取得していない場合には、不法占拠者にはあたらず建物収去土地明渡の義務はないとする(同判例) [H30-7(7)]

4. 建物の登記名義人はBであるが、Cがこの建物を賃借している場合(登記はB名義)
→ 登記名義人Bに対してすべき [H18-11(オ)]
尚、Cは賃借人であるため建物に対して処分権限がなく、建物収去義務もない

2) 物権的請求権の内容と費用負担

[事例]

台風により甲土地上の木が乙土地を侵害
した場合の費用負担について？
[H3-7(2~5)][H18-9(7才)]



	行為請求権説（判例）	忍容請求権説（学説）
定義	・物権的請求権をもって相手方に積極的な行為を請求する権利	・物権的請求権をもって相手方に自己がする取戻し行為を認容すべきことを請求する権利
原則	被請求者負担	請求者負担
例外	①所有権等の返還請求で、 ②相手方の行為によらないで損害が起きた場合 →請求者負担	・相手方が損害を引き起こした場合 →被請求者負担

①行為請求権説の内容

- ・乙が甲を訴えた場合 ex「早くどけろ！」
→妨害排除請求なので原則どおり、被請求者負担（**甲の負担**）[H3-7(3)]
- ・甲が乙を訴えた場合 ex「返してください！」
→返還請求なので例外にあたり、費用は自己負担（**甲の負担**）[H3-7(2.4.5)]

②行為請求権説に対する批判

- ・物権侵害の原因がいかなるものであっても、原則、相手方に費用負担を求めることは酷である[H11-17(7ウ)]
→どちらが先に請求するかによって費用負担者が決定されるのは不合理である

02-04 物権の客体

「物権の客体」

1) 一物一権主義の原則

- ・原則、物権はひとつの客体（目的物）に存在することを要す

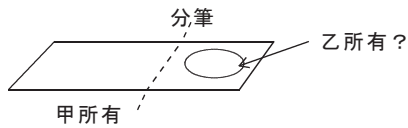
2) 客体（目的物）の要件

①特定していること

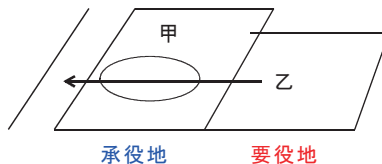
1. 特定物売買の場合	契約の時(401.555)
2. 特定物遺贈の場合	遺言の効力発生時(985)
3. 第三者に対する特定物移転の場合	第三者が受益の意思を表示した時(537Ⅲ)
4. 代物弁済の場合	契約の時(482)

②独立していること

例外1. 一筆の土地の**一部**につき物権を認めるが、実務上、**分筆登記**が必要
(大連判大13. 10. 7) [57-13(2)] [62-12(2)] [H8-4(7)] [H9-9(4)]



cf 但し、**一筆の土地の一部**を**承役地**とする地役権は認められる
ex 甲土地の南側 50㎡ [57-13(3)] [H9-9(4)]



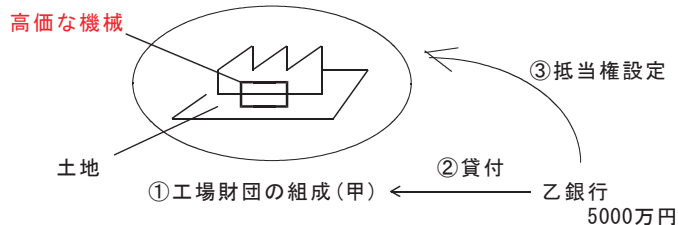
例外2. 集合体にも1個の物権を認める
ex 立木法による立木(樹木の集団)

例外3. 未分離の果実、桑葉、稲立毛（いなたちげ：刈入れ前の稲のこと）、立木
にも、**明認方法**（ex 立札、墨書）による物権を認める

※ 1) 開閉できない装飾用ステンドガラスは、**建物の構成部分のひとつ**であるため、
独立した所有権の客体とはならない [H18-8(4)]

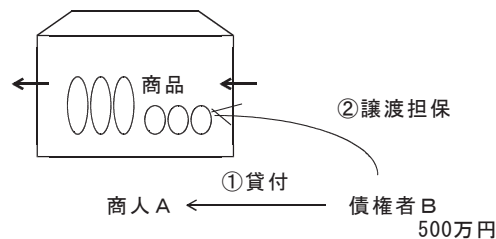
③単一であること

例外1. 各種特別法による物権の成立を認める
ex 工場抵当 (工抵1)



例外2. 継続的取引から生じる一切の債務を担保するため、「社会経済上の必要性」があり且つ「公示方法」がある場合には、**流動的な集合体**にも物権を認める(集合動産譲渡担保：最判昭62.11.10)
ex 「倉庫内の全ての商品」における譲渡担保権[H9-9(7)][H19-12(㍿)]

1. 集合動産譲渡担保を設定する場合には、担保の目的物となる**動産の範囲を特定**することを要す(最判昭54.2.15)[H23-15(7)]
2. 集合動産譲渡担保は、目的物である動産の入れ替わりを前提としたものであるから、動産が設定時に**現実に存在していなくても成立し、新しく流入した動産**についても譲渡担保の効力は及ぶ[H23-15(㍿)]
3. 商人Aが通常の営業の範囲内で譲渡担保物を売却した場合、**買主は譲渡担保の拘束を受けることなく、確定的に所有権を取得する**(最判平18.7.20)[H23-15(㍿)]



※2) 債務者が将来取得する債権を目的として譲渡担保権を設定する場合、債務者の有する**他の債権と識別することができる程度に特定**されていれば足りるとする(最判平12.4.21)[H24-15(㍿)]

工場抵当法 第1条〔工場の意義〕

本法に於て工場と称するは営業の為物品の製造若は加工又は印刷若は撮影の目的に使用する場所を謂ふ

工場抵当法 第2条〔工場土地・建物抵当権の効力の及ぶ範囲〕

工場の所有者か工場に属する土地の上に設定したる抵当権は建物を除くの外其の土地に附加して之と一体を成したる物及其の土地に備附けたる機械、器具其の他工場の用に供する物に及ぶ

02-05 物権変動（動産・不動産共通）

「物権変動（動産・不動産共通）」

1) 物権変動の要件

- ・意思表示のみで発生（**意思主義**）（176）
→ **登記・引渡し**は単なる**対抗要件**にすぎない（177. 178）

2) 物権変動の時期

原則：契約のときに発生 [H4-10 (イ)]

- | |
|--|
| 例外①当事者が特約をしたとき
→ 特約 で定めたとき（ex 売買代金完済時） |
| 例外②遺贈（985）
→ 遺贈者が 亡くなった とき（条件があればそれによる）
→ 不特定物につき、 遺言執行者が目的物を特定 したとき（東京高判昭23. 3. 26）
ex 遺言書に「株式を遺贈する」との記載がある場合等 |
| 例外③売買予約（556 I）
→ 売買完結の意思表示をしたとき |
| 例外④建物・造作買取（れ）請求権（借13、借33）
→ 買取請求の 意思表示 をし（形成権）、 到達 したとき（到達主義） |
| 例外⑤他人物売買の場合（561）
→ 売主が所有権限を 取得 したとき（最判昭40. 11. 19）[H4-10 (ウ)] |
| 例外⑥時効取得（144）
→ 起算日 に遡及する [H4-10 (フ)] |
| 例外⑦代物弁済（482）
→ 代物弁済 契約時 （最判昭57. 6. 4）

・ 債権消滅 の効果は、意思表示＋ 対抗要件を具備 したとき（最判昭39. 11. 26）
ex 不動産の場合：登記又は引渡し [H4-10 (イ)]
動産の場合：引渡し |
| 例外⑧第三者のためにする特定物の移転（537 III）
→ 第三者の 受益の意思表示 のとき（大判昭5. 10. 2） |
| 例外⑨競売による所有権移転（民執79. 188）
→ 買受人が 代金を納付 したとき |
| 例外⑩不特定物の売買（401）
→ 目的物が 特定 したとき（最判昭35. 6. 24） |

3) 物権変動における公示の原則と公信の原則

① 公示の原則を必要とする理由

- ・当事者間では、意思主義(176)により、債権的にも物権的にも効果は発生しているが取引に入ろうとする第三者から見ると不完全である(不完全物権変動説)

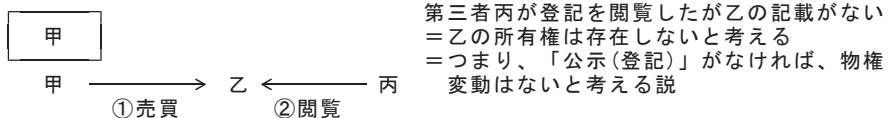
→よって外部から認識ができる公示(登記等)が必要とされ、「公示(対抗要件)を先に備えたほうが優先」とする[H19-8(Ⅱイ)]

② 公示の原則と対抗関係

- ・公示を備えないと、物権変動を第三者に対抗できない(対抗要件主義)

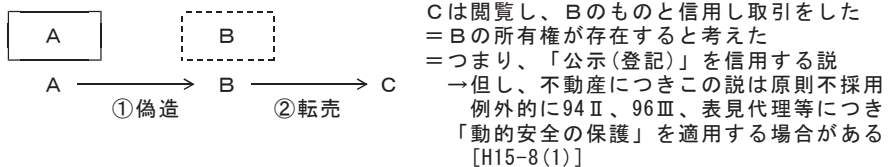
③ 「公示の原則」[60-11(3)][H7-11(イ)]

→公示がなければ、物権変動は存在しないであろうという「消極的信頼の保護」



④ 「公信の原則」[60-11(3)][H7-11(アイ)][H16-11(オ)]

→公示があれば、その物権変動が存在するであろうという「積極的信頼の保護」
 ex登記記録にB所有とあれば、Bが真実の権利者であると信頼すること



4) 公示の原則と公信の原則(比較)

	公示の原則	公信の原則
不動産	○登記(177)	×
動 産	○引渡し(178)	○(192)

※ 1) 本人保護の立場より、不動産のような重要な財産につき公信の原則は認めない

02-06 不動産物権変動における登記の要否

「不動産物権変動における登記の要否」

1) 登記の必要性

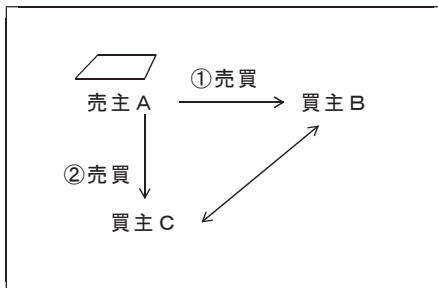
- ・ **意思表示による**物権変動のみならず、**意思表示に基づかない**物権変動(ex相続・時効)にも登記は必要とされる

2) 意思表示による物権変動と登記

①法律行為の場合

- ・ 原則、売買・抵当権設定等の法律行為は、登記が対抗要件となる

ex不動産の二重譲渡



※左の場合、買主 C が先に登記を備えれば
C は B に対し所有権の主張ができる
→ B は売主 A に対して、債務不履行責任を追及していくのみ

②法律行為の取消し・解除の場合

	取消し（解除） 前 の第三者	取消し（解除） 後 の第三者
制限能力	保護されない	177条の対抗関係で処理
詐欺 (96)	原則：保護されない 例外：善意・無過失の第三者は保護される(96Ⅲ)	177条の対抗関係で処理
強迫 (96)	保護されない	177条の対抗関係で処理
解除 (545)	善意・悪意問わず、保護される 但し、登記は必要(権利保護要件) (545 I 但)	177条の対抗関係で処理

※ 1) 抵当権設定登記をした者（抵当権者）は、その後、**他人の虚偽の申請**によってその登記が抹消された場合でも、その（抹消された）登記を以て第三者に対抗することができる
→ 抵当権者に落ち度はないから、保護されるべき[60-8(2)]

3) 意思表示によらない物権変動と登記

①時効の場合

時効完成前の第三者	時効完成後の第三者
保護されない	177条の対抗関係で処理

②相続・遺贈の場合

1. 共同相続（法定相続）した場合 ・ 相続人乙が勝手に自己名義に単独名義の相続登記をし、これを第三者に全部譲渡しても 他の相続人甲は自己の法定相続分 につき、第三者に登記なくして対抗できる（ 登記不要 ）
2. 遺産分割で法定相続分を超える持分を取得した場合（899の2 I） ・ 相続人甲は法定相続分は第三者に登記なくして対抗できるが（ 登記不要 ）、法定相続分を 超える部分 は登記がなければ対抗できない（ 登記要 ）[H21-8(74)]
3. 相続放棄した場合（939） ・ 相続人乙の為した 相続放棄 の効果は絶対的であり、相続人甲は登記なくして第三者に所有権全部を対抗できる（ 登記不要 ）
4. 遺贈の場合（985） ㊦ 特定遺贈：第三者に遺贈の効果を主張するには 登記要 ㊧ 包括遺贈：第三者に遺贈の効果を主張するには 登記不要 → 包括受遺者は相続人と同一の権利・義務を有するから（990）

③請負の場合

主たる材料の提供者	原始取得する者	注文者の登記の要否
注文者	注文者	不要 [59-18(4)][63-7(4)]
請負人	請負人	要

④権利消滅の場合

事 例	抹消登記の要否
・ 抵当権の 放棄、解除等 による消滅	要
・ 弁済 による抵当権の消滅[H14-6(I)] → 債権消滅による附従性により抵当権は絶対的に消滅しているから ・ 登記記録上、権利の消滅が明らかなとき ex 存続期間経過した不動産質権(360) ex 混同を原因とする物権の消滅(179)	不要 抹消登記をせずとも、当該担保権の消滅を第三者に主張できる

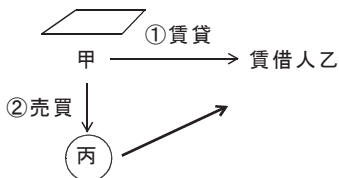
02-07 登記がなければ対抗できない第三者①

「登記がなければ対抗できない第三者」

- ・判例は「177条の第三者とは、当事者及び包括承継人以外の者で、登記の欠缺を主張できる正当な利益を有する者」と制限的に解している(大連判明41.12.15)[H9-16(イ)]

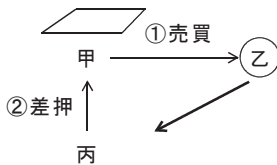
下記の第三者に対抗するには登記を要す
(第三者の善意・悪意は問わず)

- 賃借人[58-13(1)][59-18(3)][60-6(1)][H8-9(イ)][H11-15(イ)][H20-9(イ)]
→賃借人がいる土地の譲受人は、移転登記をしなければ、賃借人に対抗できない為、賃料請求もできず、解除もできない(605の2Ⅲ)(最判昭36.11.12)(賃料の二重払いリスク回避のため)



但し、乙が丙を新賃貸人と認めて賃料を支払うことはできる[H18-19(7)]

- 差押債権者(仮差押含む)[58-13(2)][60-6(4)][H2-2(イ)][H4-15(イ)]
→甲から乙に移転登記がなされない間に甲に対する強制執行として(仮)差押をしてきた債権者丙



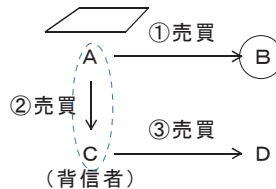
- 制限物権取得者[58-13(4)][H28-7(イ)]
→甲から乙に移転登記がなされない間に甲に対して抵当権設定等をした丙

- 不動産の共有者A BのうちAが自己の持分をCに譲渡した場合における譲受人以外の他の共有者B(最判昭46.6.18)[H16-11(7)][H24-7(7)]

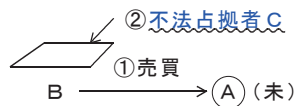
下記の第三者に対抗するには登記不要

- ・背信的悪意者C[58-13(5)][61-21(イニ)]
→買主の代理人として行動すべき者が、買主となった場合等

cf尚、背信的悪意者から取得した転得者Dは前主の背信性に影響せず、登記の欠缺を主張できる第三者に該当する(最判平8.10.29)[H11-13(2,3)][H16-11(イ)][H17-8(イ)][H24-7(イ)][H28-7(イ)]

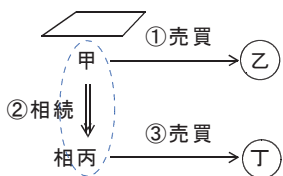
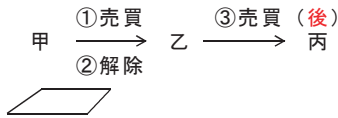
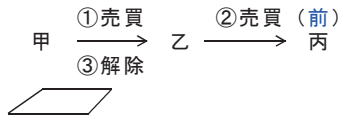


- ・一般の債権者
- ・不法占拠者C[H2-2(イ)][H16-11(イ)]
ex Bから譲り受けた土地に移転登記をしない間に無権限者Cが建物を建築した場合、買主AはCに明渡請求をすることができる[H14-6(イ)][H20-9(イ)]



ex建物所有権がA→Bに売買された後、新所有者Bとの間で賃貸借契約が合意解除された場合の賃借人C[H24-7(イ)]

- ・無権利者及びその者からの転得者
ex通謀虚偽表示で取得した者[H7-16(7)][H27-5(7)]
ex表見相続人
ex公序良俗に違反して取得した譲受人[H11-13(5)]
ex登記簿上表示されている架空の権利者[H16-11(イ)]

下記の第三者に対抗するには登記を要す (第三者の善意・悪意は問わず)	下記の第三者に対抗するには登記不要
●不動産の二重譲渡の買主 [63-14(イ)][H10-14(7)][H29-8(ウ)] ●被相続人甲からの譲受人乙と相続人丙からの譲受人丁(=二重譲渡と同視) [H7-16(ウ)][H25-7(イ)] 	・甲→乙→丙と順次移転した場合の前々所有者甲[H2-2(カ)][H7-16(イ)] →甲と丙は物的支配を争う関係にない為丙は登記なくして甲に対抗できるとする(最判昭39.2.13) →つまり甲は以前、乙に売買しており、自己が所有者であることを主張することはできないはず ・囲繞地通行権を主張する囲繞地の所有者(最判昭47.4.14)[H20-9(イ)]
●制限行為能力による取消後の第三者 [H8-9(イ)]	・制限行為能力による取消前の第三者 [59-18(1)][63-14(7)][H8-9(ウ)][H10-14(オ)]
●詐欺による取消後の第三者 [H4-15(7)][H13-5(7イウ)][H17-8(7)]	・詐欺による取消前の第三者 →但し、善意・無過失の第三者には対抗できない(96Ⅲ) [63-14(イ)][H10-14(7イ)]
●強迫による取消後の第三者 [H29-8(イ)]	・強迫による取消前の第三者 [63-14(ウ)][H10-14(ウ)][H27-7(7)]
●時効完成後の譲受人(又は担保権者) [H6-9(7ウ)][H12-9Ⅱ説]	・時効完成前の譲受人(及び相続人) →当事者と同視する [H4-15(オ)][H6-9(イイ)][H7-16(イ)][H12-9Ⅰ説]
●契約解除後の第三者 →法定解除の他、合意解除も含む [63-14(オ)][H4-15(ウ)][H7-16(オ)][H10-14(イ)][H22-7(ウ)] 	cf 契約解除前の第三者(善意悪意問わず) →545Ⅰ但において保護されるが、権利保護要件(=最低限の努力)として登記は必要である(最判昭58.7.5)※1 [63-14(カ)][H8-9(オ)][H10-14(イ)][H17-8(イ)][H22-7(7イ)][H27-7(ウ)] 

※1) 権利保護要件としての登記の必要性

- ・乙丙間で、意図的に売買契約の日付を遡らせて丙が保護されるとすれば、本人保護にならないので、登記日(受付年月日)を以て、保護されるべき第三者であるかを判断する